

○金融庁告示第 号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十六条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む）。

）並びに保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十八条第二項第四号及び第三項第四号並びに第百四十九条第二項第四号及び第三項第四号の規定に基づき、保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）及び保険業法施行規則第六十八条第二項第四号及び第三項第四号並びに第百四十九条第二項第四号及び第三項第四号の規定に基づく保険業法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約（平成十三年金融庁告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

（保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部改正）

第一条 保険業法第一百六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔1〕3 略〕</p> <p>4 第一項第三号ロの規定にかかわらず、平成十一年四月一日以降、基準日（毎年十月一日をいう。以下この項、第七項及び第十二項において同じ。）の属する月の前月から過去三年間に発行された利付国庫債券（十年）の応募者利回り（償還金額から発行価格を減じたものを発行から償還までの期間で除して得た率に表面利率を加えたものを発行価格で除したものをいう。以下この項及び第七項において同じ。）の平均値、又は基準日の属する月の前月から過去十年間に発行された利付国庫債券（十年）の応募者利回りの平均値のいずれか低い方のもの（以下この項において「対象利率」という。）を次の表の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日の翌年の四月一日以降締結する保険契約に適用する。</p> <p>〔表略〕</p>	<p>〔1〕3 同上〕</p> <p>4 第一項第三号ロの規定にかかわらず、平成十一年四月一日以降、基準日（毎年十月一日をいう。以下この項及び第七項において同じ。）の属する月の前月から過去三年間に発行された利付国庫債券（十年）の応募者利回り（償還金額から発行価格を減じたものを発行から償還までの期間で除して得た率に表面利率を加えたものを発行価格で除したものをいう。以下この項及び第七項において同じ。）の平均値、又は基準日の属する月の前月から過去十年間に発行された利付国庫債券（十年）の応募者利回りの平均値のいずれか低い方のもの（以下この項において「対象利率」という。）を次の表の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日の翌年の四月一日以降締結する保険契約に適用する。</p> <p>〔同上〕</p>

5 第一項第三号口及び前項の規定にかかわらず、平成二十七年四月一日以降締結する第一号保険契約及び第二号保険契約（それぞれ次の表一の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定めるものをいう。以下同じ。）においては、次の表二の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表三の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日（毎年一月一日、四月一日、七月一日及び十月一日をいう。以下この項、次項、第八項及び第九項において同じ。）時点で適用されている予定利率と比較して〇・二五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・二五パーセント乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。

表一

第一号保険契約	<p>保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約（特別勘定（法第百十八条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この表及び第十四項において同じ。）を設けるものにあつては</p>
<p>保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約（特別勘定（法第百十八条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この表及び第十四項において同じ。）を設けるものにあつては</p>	<p>保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約（特別勘定（法第百十八条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この表及び第十四項において同じ。）を設けるものにあつては</p>

5 第一項第三号口及び前項の規定にかかわらず、平成二十七年四月一日以降締結する第一号保険契約及び第二号保険契約（それぞれ次の表一の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定めるものをいう。以下同じ。）においては、次の表二の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表三の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日（毎年一月一日、四月一日、七月一日及び十月一日をいう。以下この項及び次項において同じ。）時点で適用されている予定利率と比較して〇・二五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・二五パーセント乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。

表一

第一号保険契約	<p>保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約（特別勘定（法第百十八条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この表及び第九項において同じ。）を設けるものを除く。）で</p>
<p>保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約（特別勘定（法第百十八条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この表及び第九項において同じ。）を設けるものを除く。）で</p>	<p>保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約（特別勘定（法第百十八条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この表及び第九項において同じ。）を設けるものを除く。）で</p>

、特別勘定に属する部分を除く。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの（予定利率変動型保険契約（保険約款に基づき、区分した保険期間ごとに保険料の計算の基礎となる予定利率を保証する保険契約をいう。以下同じ。）にあつては、当該区分した保険期間（以下「利率保証期間」という。）が二十年以上であるものに限る。）

一 法第三条第四項第一号に掲げる保険又は同項第二号に掲げる保険（同項第一号に掲げる保険に併せて引き受けるものに限る。）のうち、被保険者の死亡（余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態及び重度の障害に該当する状態を含む。以下この表において同じ。）又は同項第二号イ、ロ、ニ及びホに掲げる事由に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（被保険者の死亡に関する保険金の額（その締結の日から一定期間を経過した後保険金の額が増額又は減額されることが定められる場合にあつては、増額又は減額後の保険金の額）が保険料（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。第十五項において「規則」という。）第二百二十七条の二第三項第九号又は第二百三十四条の二十一の二第一項第七号

あつて、次に掲げる要件の全てを満たす保険契約

一 法第三条第四項第一号に掲げる保険又は同項第二号に掲げる保険（同項第一号に掲げる保険に併せて引き受けるものに限る。）のうち、被保険者の死亡（余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態及び重度の障害に該当する状態を含む。以下この表において同じ。）又は同項第二号イ、ロ、ニ及びホに掲げる事由に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（被保険者の死亡に関する保険金の額（その締結の日から一定期間を経過した後保険金の額が増額又は減額されることが定められる場合にあつては、増額又は減額後の保険金の額）が保険料（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。第十項において「規則」という。）第五十三条第一項第四号に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保

	<p>に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額（以下この表において「転換価額」という。）を含む。）の額未満のものを除く。）</p> <p>二 「略」</p>
<p>第二号保険契約</p>	<p>保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約（特別勘定を設けるものを除く。）であつて、次の各号に掲げる保険契約のいずれかに該当するもの</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 予定利率変動型保険契約のうち、この表第一号保険契約の項第一号及び第二号に掲げる要件を満たすものであつて、利率保証期間が二十年未満であるもの</p>

表二

「表略」

表三

「表略」

「6・7 略」

8 第一項第三号ロ及び第四項から第六項までの規定にかかわらず、令和四年四月一日以降締結する第一号保険契約及び第二号保険契約

	<p>除者のために積み立てられている額（以下この表において「転換価額」という。）を含む。）の額未満のものを除く。）</p> <p>二 「同上」</p>
<p>第二号保険契約</p>	<p>保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約（特別勘定を設けるものを除く。）であつて、次の各号に掲げる保険契約のいずれかに該当するもの</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

表二

「同上」

表三

「同上」

「6・7 同上」

「項を加える。」

においては、第五項の表二の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・二五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合にあっては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。

対象利率	安全率係数
〇パーセント以下の部分	一・〇
〇パーセントを超え、一・〇パーセント以下の部分	〇・九五
一・〇パーセントを超え、二・〇パーセント以下の部分	〇・九
二・〇パーセントを超え、三・〇パーセント以下の部分	〇・八五

の部分	
三・〇パーセントを超え、四・〇パーセント以下の部分	〇・八
四・〇パーセントを超える部分	〇・七五

9||

令和四年四月一日以降締結する第二号保険契約のうち、その保険期間（予定利率変動型保険契約にあつては、利率保証期間）が二十年以上又は被保険者の死亡の時までとされるもの（第五項の表一第二号保険契約の項第三号に掲げる保険契約を除く。）においては、前項の規定にかかわらず、第五項の表二第一号保険契約の項に定める対象利率を前項の表の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・二五パーセント以上乖離している場合は、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に適用することができる。

10||

第一項第三号ロ、第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規

「項を加える。」

「項を加える。」



定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨又はオーストラリア通貨をもって保険金、返戻金その他の給付金（以下この項、第十三項及び第十四項において「保険金等」という。）の額を表示する保険契約（以下それぞれ「米国通貨建保険契約」又は「豪州通貨建保険契約」という。）における第一号保険契約及び第二号保険契約においては、次の表一の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表二の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日（毎月一日をいう。以下この項及び次項において同じ。）時点で適用されている予定利率と比較して〇・〇五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合には、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から一月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。ただし、令和四年三月一日を基準日とする保険契約に適用される予定利率は、令和四年三月一日における基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合には、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）とする。

表一

<p>保険契約</p>	<p>米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約における第一号保険契約</p>
<p>対象利率</p>	<p>次に掲げる値のいずれか低い方のもの</p> <p>一 基準日の属する月の前月から過去一月間の表示通貨建社債（米国通貨建保険契約又は豪州通貨建保険契約のそれぞれについて、保険金等の額を表示する通貨と同一の種類通貨をもつて表示する社債のうち信用格付業（信用格付（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この表において同じ。）を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行うことをいう。）を行う者によりA格相当の信用格付が付与された社債をいう。以下この表及び第十二項において同じ。）（十年）の流通利回り（表示通貨建社債の平均利回りの一般に認められる指標として法第四条第二項第四号に掲げる書類に定める指標を用いた利回りをいう。以下この表及び第十二項において同じ。）の平均値に基準日の属する月の前月から過去一月間の表示通貨建</p>

表二

○パーセント以下の部	対象利率		<p>米国通貨建保険契 約及び豪州通貨建 保険契約における 第二号保険契約</p>	<p>次に掲げる値のいずれか低い方のもの 一 基準日の属する月の前月から過去一月間 の表示通貨建社債（十年）の流通利回りの 平均値 二 基準日の属する月の前月から過去三月間 の表示通貨建社債（十年）の流通利回りの 平均値</p>	<p>社債（二十年）の流通利回りの平均値を加 えて二で除した値 二 基準日の属する月の前月から過去三月間 の表示通貨建社債（十年）の流通利回りの 平均値に基準日の属する月の前月から過去 三月間の表示通貨建社債（二十年）の流通 利回りの平均値を加えて二で除した値</p>
	一・〇	安全率係数			
一・〇	米国通貨建保険契約	豪州通貨建保険契約			

六・〇パーセントを超	五・〇パーセントを超 え、六・〇パーセント 以下の部分	四・〇パーセントを超 え、五・〇パーセント 以下の部分	三・〇パーセントを超 え、四・〇パーセント 以下の部分	二・〇パーセントを超 え、三・〇パーセント 以下の部分	〇・〇パーセントを超 え、二・〇パーセント 以下の部分	分
〇・七五	〇・八	〇・八五	〇・九	〇・九	〇・九五	
〇・八	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九五	〇・九五	

える部分

111 米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約における第二号保険

契約のうち、その保険期間（予定利率変動型保険契約にあつては、利率保証期間）が二十年以上又は被保険者の死亡の時までとされるもの（第五項の表一第二号保険契約の項第三号に掲げる保険契約を除く。）においては、前項の規定にかかわらず、同項の表一米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約における第一号保険契約の項に定める対象利率を同項の表二の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・〇五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から一月を経過した日以降締結する保険契約に適用することができる。ただし、この項の規定を適用する場合の令和四年三月一日を基準日とする保険契約に適用される予定利率は、令和四年三月一日における基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあつては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセン

「項を加える。」

トの整数倍の利率)とする。

12) 第一項第三号ロ、第四項及び第七項の規定にかかわらず、米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約における第一号保険契約及び第二号保険契約以外の保険契約においては、基準日の属する月の前月から過去三年間の表示通貨建社債(十年)の流通利回りの平均値、又は基準日の属する月の前月から過去十年間の表示通貨建社債(十年)の流通利回りの平均値のいずれか低い方のもの(以下この項において「対象利率」という。)を次の表の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値(以下この項において「基準利率」という。)が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して〇・五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率(基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合には、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率)を予定利率とし、当該基準日の翌年の四月一日以降締結する保険契約に適用する。ただし、令和三年十月一日を基準日とする保険契約に適用される予定利率は、令和三年十月一日における基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率(基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合には、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率)とする。

「項を加える。」

対象利率	安全率係数	
	米国通貨建保険契約	豪州通貨建保険契約
〇パーセント以下の部分	一・〇	一・〇
〇・〇パーセントを超え、二・〇パーセント以下の部分	〇・九	〇・九
二・〇パーセントを超え、四・〇パーセント以下の部分	〇・七五	〇・七五
四・〇パーセントを超える部分	〇・五	〇・五

13||

法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険に係る保険契約のうち、次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、当該各号に定める日（以下この項において「当該一定の日等」という。）以降の当該保険契約に適用する予定利率は、当該一定の日等を当該保険契約の締結の日とみなして、保険金等の額を表示する通貨に応じ第七項又

8||

法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険に係る保険契約のうち、保険約款に基づき保険期間内の一定の日において当該一定の日以降の保険金の額を定めることに伴い当該一定の日以降適用する予定利率を定めるもの（当該一定の日が平成二十七年四月一日以降の日である保険契約に限る。）における当該予定利率は、当該一定

は前項に規定する予定利率を適用する。ただし、当該一定の日等、当該一定の日以降の期間、保険金等の額を表示する通貨その他の当該保険契約の特性を考慮して、第五項から第十一項まで（第七項を除く。）の予定利率を適用することができる。

一 予定利率変動型保険契約 利率保証期間終了の日の翌日

二 保険約款に基づき保険期間内の一定の日において当該一定の日以降の保険金の額を定めることに伴い当該一定の日以降適用する予定利率を定める保険契約（当該一定の日が平成二十七年四月一日以降の日である保険契約に限る。） 当該一定の日

14 第一項の規定にかかわらず、特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約に関する責任準備金の積立方式及び予定死亡率等の水準は次の各号に定めるところによる。

一 一般勘定

〔イ・ロ 略〕

ハ 割引率（責任準備金の計算時において、将来発生するキャッシュフローを現在価値に換算する率をいう。）は、次に掲げる保険契約の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

(1) 〔略〕

(2) 平成二十七年四月一日以降締結する保険契約（(3)に掲げるものを除く。） 第七項の規定により適用される予定利率

(3) 米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約 第十二項の規定により適用される予定利率

の日を当該保険契約の締結の日とみなして、前項に規定する予定利率を適用する。ただし、当該一定の日以降の期間その他の当該保険契約の特性を考慮して、第五項又は第六項の予定利率を適用することができる。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

9 第一項の規定にかかわらず、特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の額を最低保証している保険契約に関する責任準備金の積立方式及び予定死亡率等の水準は次の各号に定めるところによる。

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 平成二十七年四月一日以降締結する保険契約 第七項の規定により適用される予定利率

〔加える。〕



<p>15  </p> <p>ニ 「略」</p> <p>二 「略」</p> <p>規則第六十八条第二項第三号及び第三項第三号に規定する法第一百六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎となるべき予定利率並びに規則第四百四十九条第二項第三号及び第三項第三号に規定する法第九十九条において準用する法第一百六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎となるべき予定利率は、次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 平成二十七年四月一日以降締結する保険契約（次号に掲げるものを除く。） 第七項の規定により適用される予定利率</p> <p>三   米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約 第十二項の規定により適用される予定利率</p>	<p>10  </p> <p>ニ 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 平成二十七年四月一日以降締結する保険契約 第七項の規定により適用される予定利率</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(保険業法施行規則第六十八条第二項第四号及び第三項第四号並びに第四百九条第二項第四号及び第三項第四号の規定に基づく保険業法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約の一部改正)

第二条 保険業法施行規則第六十八条第二項第四号及び第三項第四号並びに第四百九条第二項第四号及び第三項第四号の規定に基づく保険業法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>一 保険業法（以下「法」という。）第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組合せによる場合にあつては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約）</p> <p>二 「略」</p> <p>三 外国通貨（アメリカ合衆国通貨及びオーストラリア通貨を除く。）をもって保険金、返戻金その他給付金（次号において「保険金等」という。）の額を表示する保険契約</p> <p>四 本邦通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約のうち、保険約款に基づき、区分した保険期間ごとに保険料の計算の基礎となる予定利率を保証する保険契約であつて、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類において、法第一百六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約に該当する旨を記載した保険契約（保険約款において、当該保険契約の締結時の法第一百六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた責任準備金の計算の基礎となるべき予定利率を超える利率を最低保証している保険契約を除く。）</p>	<p>一 保険業法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組合せによる場合にあつては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約）</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 外国通貨をもって保険金、返戻金その他給付金の額を表示する保険契約</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は令和三年十月一日から適用する。ただし、第二条の規定は令和四年四月一日から適用する。

(保険業法第一百六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の保険業法第一百六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準第五項の規定は、令和四年四月一日以後に締結する保険契約について適用し、同年三月三十一日以前に締結した保険契約については、なお従前の例による。

(保険業法施行規則第六十八条第二項第四号及び第三項第四号並びに第四百九条第二項第四号及び第三項第四号の規定に基づく保険業法第一百六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準に

ついで必要な定めをすることが適当でない保険契約の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第六十八条第二項第四号及び第三項第四号並びに第百四十九条第二項第四号及び第三項第四号の規定に基づく保険業法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約第三号の規定は、令和四年四月一日以後に締結する保険契約について適用し、同年三月三十一日以前に締結した保険契約については、なお従前の例による。